

あなたの家は 大丈夫？ 安全ですか？

鑑定マークを
確認してください



日本消防検定協会の鑑定品には、『鑑定マーク』を貼付しています。製品を購入する際の目安にしてください。

6,000円～10,000円程度で、ホームセンターや電気店で販売しています。

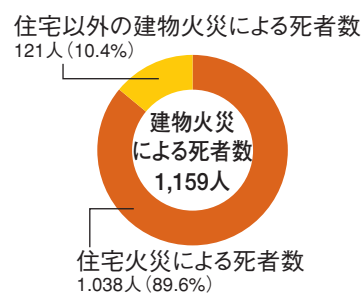
詳しくは、住宅防火対策推進協議会のホームページでも、掲載しています。

<http://www.jubo.go.jp/index2.html>

▶相談室

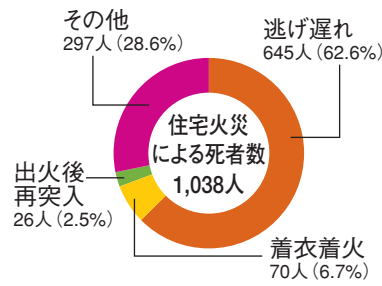
(財)日本消防設備安全センター「住宅用火災警報器相談室」
月～金曜日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
☎0120(565)911

『住宅火災による死者数』は、
建物火災による死者数の約9割
に及びます



健康安全グループ
079 (435) 2721

『住宅火災による死者』の
約6割が逃げ遅れによるものです



▼新築住宅
平成18年6月1日から施行
▼既存住宅
平成18年6月1日から平成23年5月31日の設置猶予期間後、平成23年6月1日から適用
▼住宅用火災警報器の種類と設置場所
天井付け型や壁掛け型があります。寝室と、寝室が2階または3階の場合は階段にも設置してください。
▼問い合わせ
加古川市消防本部予防課
079 (427) 6532

住宅用火災警報器をつけてください

消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。

簡易耐震診断と助成制度

阪神・淡路大震災では、大きな被害を受けた建築物のほとんどは昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準による木造住宅であり、昭和56年6月以降の住宅には、大きな被害は少なかったと報告されています。地震から家族の生命を守るため、まずは簡易耐震診断を受けてみませんか？
▼対象 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅含む）。ただし、平成12～14年度の「わが家の耐震診断推進事業」の補助を受けた住宅は対象外です。
▼個人負担額 3千円（木造戸建て住宅の場合）
▼申し込み 都市計画グループにある申込書に必要事項を記入して申し込んでください。
▼参考 「誰でもできるわが家の耐震診断」コーナーもご利用ください。
(財)日本建築防災協会ホームページ
<http://www.kenchiku-posai.or.jp>

どんな改修をすればいいの？
耐力壁が少ない、柱と土台・はりなどの接合部が金物などで固定されていない、など普段できない壁および床の内部などを全体的に検査・補修・補強すれば安心です。
▼参考 兵庫県建築指導課ホームページ
<http://web.pref.hyogo.jp/keniku/index.htm>
助成制度をご利用ください
簡易耐震診断を受けて耐震性が劣ると診断された場合、一定の条件を満たせば、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の一部に対し、最高で80万円の助成を受けることができます。
建物・構造種別により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
▼問い合わせ
兵庫県建築指導課
078 (362) 4340
都市計画グループ
079 (435) 2366

第20回「市民防災のつどい」記念大会



西川きよし 講演会 — 福祉はわが家から —

▶日時 9月9日(土) 正午開場
1部 記念式典 午後1時～1時40分
2部 記念講演 午後2時～3時30分

▶場所 加古川市民会館大ホール

▶入場料・定員 無料（先着500人）

▶申込締切 8月21日(月)必着

▶申し込み・問い合わせ

往復はがきに住所・氏名・希望人数（3人まで可）を記載のうえ、申し込んでください。なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市消防本部内 加古川市保安防火協会

☎079(427)6541

住宅耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます

耐震改修工事完了期間	減額期間	減額内容
平成18年1月1日 ～ 21年12月31日	翌年度から 3年間	修家屋係 全体に定資 る固定資 産税額の 1/2を 減額
平成22年1月1日 ～ 24年12月31日	翌年度から 2年間	
平成25年1月1日 ～ 27年12月31日	翌年度から 1年間	

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）
耐震改修後の更なる備えとして、小さな負担で自然災害からの住宅再建に大きな支援が得られます。
負担金額：年5,000円（初年度は月500円）
加入相談：
(財)兵庫県住宅再建共済基金
☎078(362)9400

減額を受けるための手続き
改修後3カ月以内に次の書類を添付して税務グループへ申告してください。
▼添付書類 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（※）
※証明書の発行主体 兵庫県・建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関
▼証明書の問い合わせ
兵庫県建築指導課
078 (362) 4340
▼申告についての問い合わせ
税務グループ
079 (435) 0358